## ○山梨市生ごみ処理容器・処理機購入補助金交付要綱

平成17年4月1日 告示第47号

改正 令和4年3月1日告示第28号

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを処理する容器(以下「処理容器」という。)及び処理する機械(以下「処理機」という。)の普及を図り、市民による生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効活用を行うことを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 処理容器 生ごみを自然に分解させる機能を有する容器
  - (2) 処理機 動力を用いて生ごみを分解させる機能を有する機械 (補助金の交付対象者)
- 第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる用件を備えている ものでなければならない。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) その他市長が特に認めた者

(補助金等)

- 第4条 補助金の額は、購入金額の2分の1以内で予算の定める範囲内とし、その額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合において、同一 年度内における1世帯当たりの補助金の上限額は次のとおりとする。
  - (1) 処理容器 5,000円
  - (2) 処理機 40,000円
- 2 補助金の交付対象となる処理機は1世帯につき1基とする。ただし処理容器に関しては その限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山梨市生ごみ

処理容器・処理機購入補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 保証書の写し
- (3) 預金通帳の写し

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、提出された申請書の内容を審査し、交付の適否及び補助金の額を決定し、 山梨市生ごみ処理容器・処理機購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申 請者に通知するものとする。

(補助金の交付取り消し又は返還)

- 第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
  - (1) 虚偽の申請その他不正の手段によるとき
  - (2) 処理容器及び処理機を目的外に使用したとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日告示第28号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の山梨市生ごみ処理容器・処理機購入補助金交付要綱の規定は、 令和5年4月1日以後に購入する処理機に適用し、同日前に購入した処理機については、 なお従前の例による。